

コミュニティ活動の助成について

	事業名	内容	
村 補 助 金	(新規事業) コミュニティ活動支援事業	主旨	自分たちの暮らす地域を見直し、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けて 新たな取り組み を行うコミュニティの推進・支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実を図る。
		助成対象者	各地域の自治会あるいはコミュニティの推進組織とする。ただし、同年度内における各地域からの助成対象団体は、1団体とする。
		助成基準	5万円を上限として、必要経費の全額助成 とする。
		対象経費	報償費(講師謝金等)、印刷製本費(計画書等の印刷)、原材料費、その他村長が特に必要と認める経費とする。
		申請手続き	助成金と受けようとする者は事前協議を行い、助成金交付申請書(様式第1号)により必要事項を記載の上、村長へ申請する。
	(継続事業) コミュニティづくり推進事業	主旨	地域みんなで自ら地域・コミュニティを見直し、地域の将来を考えるコミュニティの推進を支援する。
		助成対象者	各地域の自治会あるいはコミュニティの推進組織とする。
		助成基準	事業費1万円以上のものに対して、 必要経費の1/2以下(百円単位) を助成する。ただし、 一地域に対して5万円を限度額 とする。単年度補助ながら、同一の事業を継続することにより効果が期待できる場合には、 3年以内において継続 する。
		対象経費	報償費(講師謝金等)、印刷製本費(計画書等の印刷)、原材料費、その他村長が特に必要と認める経費とする。
		申請手続き	助成金を受けようとする者は事前協議を行い、助成金交付申請書(様式第1号)により必要事項を記載の上、村長へ申請する。